

ジャパンハートクラブ認定トレーナー事業委員会運営要領
(定款第2章第5条 事業細則案)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ（以下「JHC」という。）定款第5条
(5) 運動療法・心臓リハビリテーション指導者の教育に関する事業の一環で、
「ジャパンハートクラブ認定トレーナー（以下「認定トレーナー」という。）の認定制度（以下「本制度」という。）に関し、必要な事項を定めるとともに、その制度が適正に運営されることを目的とする。

(事業の基本理念)

第2条 回復期、特に維持期における循環器疾患患者並びに生活習慣病の有患者等の運動療法を担う運動指導者に対し、心臓リハビリテーションの技法と運動心臓病学の知識等を教授し、以下の能力を具備した者に認定トレーナーの呼称を与える。

- (1) 運動指導に必要な医学的情報や心肺運動負荷試験等に基づく運動処方を理解できる
- (2) 個人の健診・医学データに基づき的確な生活指導・運動指導ができる
- (3) 運動実施中の情報を医療機関と相互に情報共有できる知識・能力を養い、国民の健康の維持増進に積極的に貢献する

(委員会設置)

第3条 認定トレーナー制度を開始するにあたり、「ジャパンハートクラブ認定トレーナー委員会」（以下、「委員会」という）を設置する。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を1人置く。

- 2 委員長は理事長が指名する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

(委員)

第6条 委員は、次のJHC会員から委員長が選出し、理事長が委嘱する。

学識経験者、医療関係者、その他

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし初回および補欠委員の任期は、JHCの役員の改選日までとする。

3 委員は、再任することができる。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第8条 委員会の下に、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに属すべきメンバーは、委員長が指名し、理事長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 医療関係者

(3) ワーキンググループ長は、委員長が指名する。

(4) ワーキンググループは、ワーキンググループ長が招集し、ワーキンググループ長が議長となる。

(5) ワーキンググループ長は、ワーキンググループの審議結果を委員会に報告する。

(運営)

第9条 委員会は事業の在り方等や制度全般にわたる恒常的な見直し等に関し審議を行い、本制度の運営、委員会の庶務はJHCの事務局と行う。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が委員会に諮ってその都度定める。

附則

この要領は、2023年7月1日から施行する